

## 温泉部会の決議事項報告について

# 大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成17年5月9日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成17年8月22日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成17年度第1回大阪府環境審議会温泉部会  
(平成17年8月22日 場所: プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温	茨木市大字泉原 39番6	山本 重信	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	箕面市桜五丁目 514番	高和株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	寝屋川市池田中町 184番1	株式会社 ラ・カーヴコーポレーション	本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	門真市大字三ツ島 922番	株式会社 ラ・カーヴコーポレーション	本申請については、350m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市北区西天満 三丁目11番8	松山 梅	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないもの認める。
	大阪市生野区勝山南 四丁目61番1	社会福祉法人 慶生会	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
掘	東大阪市高井田 19番9	アスモ株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目18番における別の申請(以下「別申請」という。)があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
	東大阪市高井田本通 五丁目18番	株式会社 山本進重郎商店	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請(以下「別申請」という。)があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
削			

温	東大阪市稲葉一丁目 573番24	医療法人 孟仁会	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	八尾市光町一丁目 34番	株式会社 岩商	本申請については、100m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪狭山市山本東 2番1	阪本 勇	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	堺市黒土町 2260番1	株式会社 岩商	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
泉	堺市三原台 二丁7番13	株式会社 長谷工コーポレーション	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁2番8における別の申請があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
	堺市三原台 二丁2番8	総合地所株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁7番13における別の申請があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
掘	岸和田市額原町 529番	岩出建設株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
削			

温泉動力装置	吹田市岸部南一丁目 226番1	アスモ株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	藤井寺市古室三丁目 174番	株式会社 オーユデー	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	堺市中之町東 三丁24番1	株式会社 エルマック	本申請については、許可することに支障ないものと認める。